亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｊ第1162号	昭和56年12月３日	古代学研究会 京都支部	令和８年６月30日	

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年７月30日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｇ第2534号	昭和46年６月９日	竹中　　浩	令和８年６月１日	
京博Ｇ第4155号	令和４年11月10日	竹中　　浩	令和８年６月１日	

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和８年７月30日　上越市長　小菅　淳一

1　対象となる特定空家等

⑴　所在地

上越市中郷区藤沢字蟻塚２番地８

（公図上の表示：２番７、２番22）

⑵　建築物の概要

①　家屋番号　２番８の１
種　　類　店舗
構　　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
延床面積　256.29㎡

②　家屋番号　２番８の２
種　　類　店舗
構　　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
延床面積　244.61㎡

2　所有者等に命じる必要な措置

３の期限までに１の建築物を解体し、及び除却するとともに、当該建築物の内部の動産については、これを搬出し、適正に処理すること。

3　措置期限　令和８年８月26日

期限までに２の措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

4　動産等の取扱い

市長等が３の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問合せ先へ通知すること。

5　問合せ先

上越市都市整備部建築住宅課
電話　025―520―5786

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市中央区南十一条西十八丁目一四四九番地
有限会社赤坂真デザインン室
清算人　吉川　立男

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市厚別区上野幌三条五丁目二番二一号
合同会社カスケード
清算人　井下　博恵

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市中央区南十一条西十八丁目一四四九番地
有限会社赤坂真デザインン室
清算人　吉川　立男

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市厚別区上野幌三条五丁目二番二一号
合同会社カスケード
清算人　井下　博恵

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
青森県五所川原市字錦町一番地二〇
株式会社川浪米穀
代表清算人　川浪　眞裕

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
青森県八戸市長者一丁目七番三八号
有限会社坂本商店
清算人　坂本　剛康

解散公告

当法人は、令和七年十月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
秋田県北秋田市阿仁幸屋渡字上添根六四番地二
特定非営利活動法人秋田内陸線沿線地域エコミュージアム会議
清算人　大穂耕一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
福島県福島市本内字南街道下三番地の一
株式会社アマノ・プランニング
代表清算人　天野　　修